

教育委員会定例会審議結果

| | |
|---------|---|
| 1 担当部署名 | 守谷市教育委員会 学校教育課 |
| 2 件 名 | 令和2年4月教育委員会定例会 |
| 3 概 要 | <p>1 開催日時 令和2年4月24日（金曜日）午後1時30分～午後2時25分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所議会棟2階全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員， 萩谷直美委員，椎名和良委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (1) 議案第17号「守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議について」（可決） 【報告事項】 (1) 報告第2号「守谷市社会教育主事の任命について」 (2) 報告第3号「令和2年守谷市議会4月臨時議会について」 【その他】 (1) 小中学校の現状について（指導室） ①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ④いじめの状況（3月末現在） ⑤不登校の現状（3月末現在） ⑥長期欠席児童生徒の状況（3月末現在） (2) 各課業務報告 ○学校教育課</p> |

| | |
|---------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ① 令和2年4月1日現在の児童生徒数 ② 令和2年度学校教育課体制 ③ 新入学児童（4月1日現在658名）への寄付報告 ④ 令和2年度の重点事業スケジュール ○生涯学習課 <ul style="list-style-type: none"> ① 入札結果 ② 審議会等の開催 ③ 工事等の予定 ④ 行事予定（イベント等） ⑤ 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応 ○学校給食センター <ul style="list-style-type: none"> ① 3月から4月の状況について ② 食材の在庫状況について ○中央図書館 <ul style="list-style-type: none"> ① 入札結果 ② 審議会等の開催 ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止関係 ④ イベント等 ⑤ その他 |
| 4 今後の状況 | 次回は、書面決議にて開催予定 |

令和2年4月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和2年4月24日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階全員協議会室

令和2年4月教育委員会定例会 会議次第

日時 令和2年4月24日（金）

午後1時30分から

場所 市役所議会棟2階全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人

3 議決事項

議案第 17 号 守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3
の規定に基づく協議について（教育委員会所管分）

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 2 号 守谷市社会教育主事の任命について（生涯学習課）

報告第 3 号 令和2年守谷市議会4月臨時議会について（教育委員会所管分）

6 その他

(1) 小中学校の現状について（指導室）

(2) 各課からの業務報告

議案第17号

守谷市長と守谷市教育委員会との地方自治法第180条の3の規定に
基づく協議について

令和2年4月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

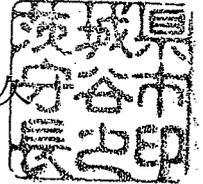
市長と教育委員会との地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定に基づく協議について別紙のとおり同意することについて、守谷市教育委員会事務委任規則（平成3年教育委員会規則第3号）第2条第16号の規定により議決を求めるものです。

| | |
|-----|----|
| 議案 | 頁数 |
| 17号 | 1 |

守谷発第 26 号
令和 2 年 4 月 3 日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

守谷市長 松丸 修久



兼務に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 3 の規定により、守谷市教育委員会職員を市長の補助機関である職員と兼務させたく協議いたします。

※対象職員は別紙のとおりです。

| 議案 | 頁数 |
|-----|----|
| 17号 | 2 |

(別紙)

守谷市教育委員会

【教育委員会】(1名)

| 職員番号 | 氏名 | 職名 |
|-------|--------|------|
| 03835 | 宇田野 信彦 | 教育部長 |

【学校教育課】(8名)

| 職員番号 | 氏名 | 職名 |
|-------|--------|----------|
| 04328 | 小林 伸稔 | 教育部次長兼課長 |
| 04302 | 小島 一博 | 課長補佐 |
| 04124 | 山崎 美津子 | 係長 |
| 06231 | 寺田 佳代 | 係長 |
| 05528 | 三浦 尚子 | 主任 |
| 07499 | 長谷川 智恵 | 主事 |
| 07392 | 尾形 優 | 主事 |
| 04857 | 藤井 和彦 | 係長 |
| 06647 | 石井 雄大 | 主事 |

【生涯学習課】(13名)

| 職員番号 | 氏名 | 職名 |
|-------|--------|----------|
| 04548 | 福島 晶子 | 課長 |
| 04394 | 会見 尚美 | 課長補佐 |
| 05984 | 戸崎 圭一 | スポーツ推進室長 |
| 04849 | 中村 昌子 | 係長 |
| 04873 | 倉持 誠 | 係長 |
| 05421 | 海老原 克則 | 係長 |
| 06663 | 豊岡 恵美子 | 主事 |
| 07075 | 石塚 卓士 | 主事 |
| 08314 | 後藤 勇太 | 主事 |
| 05188 | 鈴木 徹 | 係長 |
| 06639 | 恩田 耕介 | 主事 |
| 08071 | 柳田 侑希 | 主事 |
| 03322 | 塚本 仁子 | 主任(再任用) |

次ページに続く

【指導室】（1名）

| 職員番号 | 氏名 | 職名 |
|-------|-------|----|
| 04815 | 菊地 正恵 | 係長 |

【学校給食センター】（4名）

| 職員番号 | 氏名 | 職名 |
|-------|-------|---------|
| 04514 | 坂 登司男 | 所長 |
| 05065 | 中尾 桃代 | 係長 |
| 07855 | 影山 薫 | 主任（栄養士） |
| 02758 | 新島 富夫 | 主任（再任用） |

【中央図書館】（8名）

| 職員番号 | 氏名 | 職名 |
|-------|--------|---------|
| 05489 | 石川 みどり | 館長 |
| 05015 | 塚原 恭子 | 副館長 |
| 05104 | 山口 悦子 | 係長 |
| 05447 | 伊藤 絵里子 | 係長 |
| 05617 | 桐生 朗子 | 係長 |
| 06493 | 土田 杏里 | 主任（司書） |
| 07986 | 大里 裕華 | 主事（司書） |
| 03584 | 飯塚 哲夫 | 主任（再任用） |

参考資料

○地方自治法（抜粋）

第五款 他の執行機関との関係

第一百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第一百八十条の三 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

第一百八十条の四 普通地方公共団体の長は、各執行機関を通じて組織及び運営の合理化を図り、その相互の間に権衡を保持するため、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務局又は委員会若しくは委員の管理に属する事務を掌る機関（以下本条中「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱について、委員会又は委員に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

○守谷市教育委員会事務委任規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（教育長に対する委任事務）

第2条 教育委員会は、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- （1） 教育行政に関する基本的な方針に関すること。
- （2） 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

（略）

（15） 長の補助機関たる職員若しくは長の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させること。

（16） 長の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等をする。

報告第2号

守谷市社会教育主事の任命について

守谷市社会教育主事について、次の者を任命したので報告します。

- 1 福島 晶子 生涯学習課 課長
- 2 恩田 耕介 生涯学習課 主事

任命年月日 令和2年4月1日

令和2年4月24日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

| | |
|----|----|
| 報告 | 頁数 |
| 2号 | 1 |

報告第3号

令和2年守谷市議会4月臨時議会について（教育委員会所管分）

1 守谷市図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

議決日 令和2年4月21日

議決結果 原案 可決

令和2年4月24日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

| | |
|----|----|
| 報告 | 頁数 |
| 3号 | 1 |

守谷市図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

守谷市図書館協議会設置条例（平成7年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「生涯学習課」を「図書館等を所管する部署」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 4 月 2 1 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

| | |
|-----|-----|
| 報 告 | 頁 数 |
| 3 号 | 2 |

提案理由

提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日守谷市行政組織改編に伴う事務分掌の変更により
条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

| | |
|----|----|
| 報告 | 頁数 |
| 3号 | 3 |

守谷市図書館協議会設置条例新旧対照表

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>図書館等を所管する部置</u>において処理する。</p> | <p>(庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>生涯学習課</u>において処理する。</p> |